

動物愛護センター基本設計委託業務説明資料

令和6年7月

高知県健康政策部 薬務衛生課

目次

1	本書について	2
2	動物愛護センターの整備方針	3
3	整備候補地の概要	4
4	運営について	5
5	施設の基本的な考え方と施設イメージ	6
6	施設・設備について	7～10
7	整備スケジュール	11

1 本書について

近年、少子高齢化、少人数世帯の増加等を背景として、動物を飼うことに対する関心が高まっており、飼い主は、犬や猫をはじめとする動物を、単に愛玩の対象としてだけでなく、潤いと癒やしを与えてくれる人生の良きパートナー、あるいは家族の一員として捉えるようになってきている。さらに、動物とのふれあいは、子どもたちに動物に対するいたわりの心や、命を預かる責任の重さと命の大切さを教えてくれる。

動物の存在は、人が生きていく力や明日への希望になることもあるなど、動物を飼っている人のみならず社会全体に良い影響をもたらしてくれるが、動物を飼う際には、その命に最後まで責任を持つとともに、周囲の迷惑にならないよう配慮することなど、飼い主としての責任が求められる。

しかしながら、動物の安易な飼養とそれに伴う飼養放棄、遺棄、虐待等の問題や、動物の不適正な飼養による危害、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑問題、所有者のいない動物に対する恣意的な餌やり等、様々な害の増加やみだりな繁殖等の問題など、多様な問題が発生している。

地域には、動物を飼っている人や飼っていない人、動物が好きな人や苦手な人も共に暮らしており、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくためには、動物の命を尊重する考え方を育んでいくとともに、動物が人の生命、身体又は財産を侵害しないよう適正な飼養や終生飼養の普及啓発を図っていくことが必要である。

「中央小動物管理センター」は、高知県が昭和 56 年に狂犬病予防対策を目的として整備し平成 10 年度より高知県と高知市が共同運営しているが、老朽化が著しく、また、飼い主への適正飼養の普及啓発や、動物の命をつなぐ施設としての機能が圧倒的に不足し課題となっている。

また、動物愛護に対する社会の意識や、動物愛護行政の必要性の高まりから、平成 28 年度に高知県知事と高知市長の合意により県市共同での動物愛護センター設置に向けた検討を開始した。

その後、県市合同で平成 29 年度にこうち動物愛護センター（仮称）基本構想検討委員会を設置し、設置に向けた基本的な考え方、整備の基本的条件、想定される施設・設備等の構想案をとりまとめ、平成 30 年 4 月に「こうち動物愛護センター（仮称）基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。

その後、整備候補地について県市で検討を重ね、令和 5 年 9 月に整備候補地が選定され、現在に至っている。

本書は、基本構想及びその後の県市による協議、整備候補地決定に基づき、こうち動物愛護センター（仮称）（以下、「動物愛護センター」という。）の整備方針や、運営方針、施設規模、施設の機能を踏まえた必要諸室等の整備について検討し、基本設計の指針となる資料として策定したものである。

2 動物愛護センターの整備方針

高知県及び高知市の動物愛護管理行政は、平成10年に高知市が中核市に移行したことに伴い、高知市における保健所業務を高知市に移管し、現在では高知県健康政策部薬務衛生課を本課とした県内5福祉保健所と高知市保健所において動物愛護管理行政を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）第5条に基づき「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が定められており、これに則して、高知県では平成20年4月に「高知県動物愛護管理推進計画」を策定した。その後、平成24年9月の動愛法の改正及び平成25年8月の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正を踏まえ計画の見直しを行い、令和3年4月に「第3次高知県動物愛護管理推進計画」を策定し、人と動物の調和のとれた共生社会を目指している。

現施設の中央小動物管理センターは狂犬病予防を目的として整備された施設であり、動物の適正飼養等の普及啓発、医療体制、譲渡促進及び収容動物の適正飼養の機能が大きく不足している。

動物愛護センターを整備することで、動物の適正飼養等の普及啓発、譲渡促進の機能等を向上させるとともに、収容される動物の飼育環境が大きく改善され動物福祉を向上させることで、動物の幸福に寄与する。

人と動物の調和のとれた共生社会の実現のためには、県民一人ひとりが、動物の命の尊さや大切さを感じて動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や情報を備えて適正に飼養管理や終生飼養することが特に重要である。

そのため、県と高知市は、市町村、動物関係団体、ボランティア、教育機関、地域等、多様な主体と連携・協働し、動物愛護精神の高揚や動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、動物由来感染症対策、災害時の動物に係る危機管理対策等、動物行政を総合的に推進し動物に関わる様々な課題を解決していく拠点として動物愛護センターを整備する。

動物愛護センターの整備に当たっては、令和6年1月に高知県と高知市が「こうち動物愛護センター（仮称）に関する基本協定」を締結し、動物愛護センターは県市が共同して整備・管理運営することとしている。

また、「こうち動物愛護センター（仮称）の整備に伴う基本設計等に係る費用負担に関する協定」により本委託業務に係る発注・契約手続き等については、高知県が行う。

3 整備候補地の概要

(1) 整備候補地の概要

○場 所：高知市高須 379-12 及び当該土地に接する用地（高須浄化センター敷地内）。

北側に高須浄化センター、南側に高知県立美術館がある。

○敷地面積：3,000 m²程度（駐車場や屋外等の付帯施設・設備を含む）

※津波浸水予測区域のため浸水対策として2m程度の盛土造成（3面L型擁壁、西側のみ土羽予定）

【位置図】



【配置図】



(2) 整備候補地選定の経過及び理由

○経過

- ・平成30年4月の基本構想策定以降、県有地及び高知市有地の遊休地の中から用地選定
→基本構想で示された基本的条件を全て満たす遊休地なし
条件を見直しながら候補地選定を繰り返す
- ・令和4年度高須浄化センター全体計画の見直しにより計画事業用地の縮減
→余剰用地について、津波浸水予測地域ではあるが、盛土造成を行うことにより対策していくこととし、面積・利便性から予定候補地として検討
- ・令和5年度高速道路高架下未利用地について令和3年度より地元住民説明を実施してきたが農作物への風評被害等反対意見もあり、慎重に検討し、見送り
- ・令和5年度9月に高須浄化センターを候補地として決定

○選定理由

- ①必要面積が確保できる。
- ②アクセス（利便性）が優れている。

電車・バス利用が可能、市内中心部から車で15分程度の近距離で、隣接地に県立美術館があり県民にわかりやすく、親しまれている場所。

4 運営について

(1) 動物愛護センターで行う主な業務

動物愛護センターでは、犬猫の収容等のほか県薬務衛生課業務及び高知市保健所業務を行う。

■動物愛護センターで行う主な業務

業務	高知県	高知市
普及啓発	○	○
ボランティア育成・支援	○	○
市町村支援	○	
災害対応	○	○
保健所業務（動愛法関連他）		○
犬猫の保護・収容・診療	○	○
保護犬猫の飼養管理	○	○
多頭飼育崩壊事案や地域猫活動の指導及び支援	○	○
保護犬猫の譲渡	○	○

(2) 収容動物について

センターでは、高知県内で保護された犬及び猫を収容し、収容数としては、犬 60 頭、猫 25 頭程度を見込んでいる。

なお、犬は訓練・散歩等で一時的に施設外に出ることもあるが、猫は、収容されてから譲渡等されるまで、基本的に施設の外に出ることはない。（例外：外部の獣医師の治療を受ける場合など）

(3) 運営方法について

愛護センターの機能を果たすために、県及び高知市職員（獣医師・事務）が常駐して運営する。

○動物愛護センターを運営する組織

高知県：高知県健康政策部薬務衛生課（動物愛護担当）

高知市：高知市健康福祉部高知市保健所生活食品課（動物愛護担当）

※収容した動物の飼育管理など、一部業務については外部委託を想定。

(4) 開所日

動物愛護センターは、県民・市民が訪れやすく、多くの方が利用できるように平日以外の開所についても検討する。

5 施設の基本的な考え方と施設イメージ

(1) 命を大切に作る心を育てる場

〈動物と親しみ、動物との共生の大切さを感じる場〉〈体験学習の場〉

気軽に立ち寄り、動物を通して命の大切さや思いやりの心を育てる場

【必要諸室】

展示学習スペース、多目的ホール、猫用マッチングルーム（適正飼養モデルルーム含む）、訓練場

(2) 動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点

〈動物愛護管理に関する情報の発信〉〈適正な飼い方等に関する普及啓発〉

広く動物に対する理解を深め、動物による危害や迷惑問題を防止し、人と動物が健康と安全を保持できるような、適正飼養及び終生飼養等の普及啓発の拠点

【必要諸室】

展示学習スペース、多目的ホール、相談室、猫用マッチングルーム、訓練場

(3) 収容動物の譲渡推進の拠点

〈動物福祉に配慮した適切な管理〉〈収容動物の譲渡推進〉

収容動物の健康管理、動物福祉に配慮し、適正な譲渡を推進する場

【必要諸室】

搬入室、隔離室、保護室、譲渡室、処置室、検査室、手術室、レントゲン室、相談室、猫用マッチングルーム、訓練場、保護室（犬）専用運動スペース、グルーミングルーム

(4) 多様な主体との連携・協働の拠点

〈多様な主体と連携、協働し、共に活動を行う〉〈ボランティア等の育成・指導〉

様々な動物愛護施策を効率的・効果的に推進するため、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等多様な主体と連携、協働を行う拠点

【必要諸室】

会議室、多目的ホール、展示学習スペース

(5) 災害時動物救護対策の拠点

〈災害に備えた啓発の実施〉〈迷子犬猫の一時預かり〉〈災害時の飼い主への支援〉

平常時から災害時に備えた普及啓発等を行い、大規模災害が発生した際には、飼い主への支援などの動物救護活動の拠点とする。

【必要諸室】

展示学習スペース、多目的ホール、災害用備蓄倉庫

(6) 人獣共通感染症対策の推進の拠点

〈人獣共通感染症に関する情報収集・発信〉〈感染症の対応の拠点〉

狂犬病やSFTS 等人獣共通感染症の情報発信等を行う。

【必要諸室】

展示学習スペース、多目的ホール、隔離室、検査室

6 施設・設備について

諸室・設備の機能等は、アドバイザー会議の意見を踏まえ詳細を決定していくこととするため、記載内容については基本設計業務の過程において追加、変更、削除が想定される。

また、記載内容以上の提案は可とする。

(1) 基本事項

○延べ床面積

- ・建物 1,500 m²程度
- ・訓練場 200 m²程度

※3,000 m²の敷地内で動物搬入路、駐車場等のスペースを考慮し変動可

○構造

- ・木造を原則とし一部他の構造の併用も可
- ・平家を想定しているが他の階数提案も可

○外観

- ・親しみやすく、誰もが訪れやすい、また来たいと思えるような外観とする。
- ・景観に配慮した形状、デザイン、色彩とする。

○動線

- ・高知県と高知市で共同運営するため各業務が効率的に実施できるように配慮する。
- ・建物設置場所、形状、諸室の配置、廊下等は運営・維持管理に配慮した機能的な配置とする。
- ・収容動物飼育の安全性と利便性に配慮する。
- ・来訪者の安全性と利便性に配慮する。
- ・動物の収容時の安全性と利便性に配慮する。
- ・動物の逸走防止対策を徹底する。
- ・収容動物の感染症対策に配慮する。
- ・進入口、駐車スペース等は歩行者、自動車、バイク、自転車等の安全性を配慮する。
- ・館内案内を設置し、動線がわかりやすい施設とする。

○センター内環境

- ・防音、防臭、防かび、気温、換気等センター内の環境に配慮する。
- ・各諸室に応じた清掃、保守点検等の利便性に配慮する。
- ・清潔感があり明るい雰囲気誰もが利用しやすい環境とする。

○安全性

- ・南海トラフ地震対策に対応した施設とする。
- ・震災、豪雨、火災等の自然災害に対し防災対策に優れた施設とする。
- ・停電や災害時等に備えた電源の確保ができる施設とする。
- ・子ども、高齢者、障がい者等のバリアフリーに配慮したユニバーサルデザインとする。

○環境への配慮

- ・各設備は省エネルギー化等環境に配慮した施設とする。
- ・排水設備について周辺への環境に配慮した施設とする。

○ライフサイクルコストへの配慮

- ・建物の長寿命化、管理費の軽減等の観点から、経済性に配慮した施設とする。
- ・耐久性に優れた材料、設備機器とする。

○動物福祉への配慮

- ・動物のストレスにならず、種特有の行動が発現しやすい、かつ個別管理できる施設とする。
- ・環境省の示す「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」に準じた施設整備とする。

○収容動物の逸走・遺棄対策について

- ・動物の収容区域とその他の区域との間及び動物が出入りする通路には複数の扉を設置、屋外施設は周囲を柵で囲う、敷地出入口には門を設置するなどの逸走防止対策を行う。
- ・動物の遺棄は犯罪であり、施設の周囲に設置する柵には遺棄防止ポスターの掲示スペースや、監視カメラを設置する。

(2) 諸室

○啓発・学習・ふれあいスペース

名称	用途
展示学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡を待つ犬猫の情報の展示 ・動物愛護に関する情報の展示 ・動物愛護、人獣共通感染症、災害対策等に関する啓発の場として活用 ※エントランスホールや通路等に掲示することを想定
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡前講習会やしつけ方教室、各種研修会などを実施 ・緊急時は動物収容場所として活用 ※70人程度収容 机椅子等の収納スペースが必要 ※パーティション等で分割可能 ※動物が入室できる作りとする
猫用マッチングルーム (展示ルーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・相性等について事前に確認し合うスペース（適正飼養モデルルームを兼ねる） ※二重扉等逸走防止を図る ※猫が快適に生活できる環境

○動物収容飼養スペース

名称	用途
感染症対 収容動物の搬入室	<ul style="list-style-type: none"> ・収容動物の搬入出口 ※動物の搬入が効率的に行えるようにする ※作業・用具保管スペースの確保 ※保護車（2tトラック）の入庫が可 ※シャッター有り

策室	隔離室（犬・猫）	<ul style="list-style-type: none"> ・収容時の感染症罹患有無の確認（診察スペース） ・感染症等の疾病罹患動物の隔離（飼養管理スペース） ・狂犬病の疑いを有する犬の隔離/解剖 ※他室との交差がないようにする ※個別管理
飼育室	保護室（犬・猫）	<ul style="list-style-type: none"> ・迷子動物の一時保護や譲渡室に移る前の動物の飼養管理 ・感染症以外の体調不良動物の飼養管理 ※個別管理 ※一部犬舎は小個体の複数飼養や親子等が群管理ができるよう広さ調整が可能な可動柵を設ける ※犬猫の特性に配慮しつつ清掃がしやすい床材とする
	保護室(犬)専用運動スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・保護室の犬を屋外に出せるようにする ※保護室から隣接した位置に設置する
	譲渡室（犬・猫）	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡対象犬猫の飼養管理 ※個別管理 ※一部犬舎は小個体の複数飼養や親子等が群管理ができるよう広さ調整が可能な可動柵を設ける ※譲渡室と連結して屋外に犬を出せるパドックを設置する ※犬猫の特性に配慮しつつ清掃がしやすい床材とする
	グルーミングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫のシャンプー、トリミング等の実施 ※シャンプー台等必要な設備を備える
	準備コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・給餌の準備、食器洗浄をする部屋 ※譲渡室、保護室に容易に移動できる箇所に設置
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料、清掃用具等

○診察室

名称	用途
処置室	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷動物や収容動物の診察、治療等 ※薬品保管庫を設置する
検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・血液検査、顕微鏡検査等
手術室	<ul style="list-style-type: none"> ・外科処置、不妊去勢手術等
レントゲン室	<ul style="list-style-type: none"> ・外科処置の有無や可否の判断、虐待事例診断等に利用

○事務管理室

名称	用途
受付・エントランス	・施設見学の案内等の受付 ・展示学習スペースとしても活用
事務室	・職員事務室（縣市職員、委託先職員） ※現時点では23人程度を想定
書庫	・書物、公文書の保管 ※高知県、高知市が別々で保管できること
会議室	・会議、小規模勉強会等に利用 ※20人程度収容
相談室	・動物に係る相談、動物返還、譲渡時の面接などに使用 ※個人情報等を取り扱うことが多いため個室
給湯室	・職員等の給湯室
更衣室・シャワー室	・男女別
トイレ	・男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ
休憩室	・職員等の休憩室

○屋外

名称	用途
備蓄倉庫	・災害用備蓄品、災害時救援物資、飼料等の保管
慰霊碑	・慰霊碑の設置
駐車場	・来客用、職員用、公用車、動物搬入車用
訓練場 (ドッグトレーニングスペース)	・収容犬のトレーニングや譲渡会、収容犬とのふれあいイベント等に利用 ※200㎡以内の全天候型（屋根付き等）のドッグラン ※犬逸走防止のため譲渡室から移動しやすい位置に設置する

(6) その他

名称	用途
機械室	・設備機械を収納（パイプスペース、ダクトスペースを含む）

7 整備スケジュール

